4. 附録

慶尚北道独島史料研究会の「竹島問題 100 問 100 答（ワック出版）に対する批判」の客観的検証

その 1

下條　正男

島根県竹島問題研究会は 2014 年 2 月 14 日、竹島問題に関する基本的な知識の普及を目的として『竹島問題 100 問 100 答』を刊行した。この『竹島問題 100 問 100 答』に対する内外の反響は予想外に大きく、嶺南大学校の独島研究所ではすでに 3 月の時点でシンポジウムを企画し、4 月 18 日、「日本の安倍政権の右傾化と竹島問題研究会の『100 問 100 答』批判」と題するシンポジウムを開催した。

『竹島問題 100 問 100 答』に対する本格的な反論書としては、慶尚北道の独島史料研究会が 6 月 5 日に刊行した『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』を嚆矢とする。

だがこの一連の動きの中で韓国側が示した反応は、シンポジウムを開催した嶺南大学校独島研究所教授の次の一言が代弁している。

「真実を相当部分歪曲したこの本は、日本人の誰もが容易に見ることができ、ややもすると独島に対する歪曲された論理が日本人の間に広く広がることが憂慮される」

これと類似の認識は、慶尚北道独島史料研究会編の『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』でも示されている。執筆者の一人である保坂祐二氏は「韓国側の見解を間違っているとする資格は、竹島問題研究会には全くない」（286 頁）とし、その理由を「研究会の水準が極めて低い」（282 頁）からとした。これは保坂祐二氏に限らず、慶尚北道独島史料研究会や嶺南大学独島研究所、東北アジア歴史財団とも共通した認識である。それも「真実を相当部分歪曲したこの本」、「独島に対する歪曲された論理」等とするだけで、何をもって「歪曲」とするのか、その論拠は示していない。韓国側は、一方的に『竹島問題 100 問 100 答』を「歪曲」としているだけなのである。

その実態を象徴するような出来事が、実際に起こっていた。慶尚北道の独島史料研究会は、島根県には無断で『竹島問題 100 問 100 答』を全文韓国語訳し、それに批判を加えた『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』を慶尚北道庁のホームページ上に公開していたが、突如、削除してしまったのである。その経緯は明らかにされておらず、道義的ということでもなさそうである。『ＷｉLL』（2014 年 9 月号）に、「『竹島問題 100 問 100 答』反論になっていない韓国の反論」と題した拙文が掲載され、その中で、ネット上での公開を「オウンゴール」として間もなくのことだからだ。

だがホームページから削除するまでは、慶尚北道の独島史料研究会も『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』の公開に、自信があったようである。それが韓国語訳した『竹島問題 100 問 100 答』まで公開してしまったことの重大さに、気が付いたのであろう。

韓国側ではこれまで、韓国側の主張に同調する日本人研究者の竹島研究を積極的に紹介しては、韓国側の主張の正当性を喧伝してきた。それが韓国語版の『竹島問題 100 問 100 答』を公開したことで、直接、島根県竹島問題研究会の竹島研究に触れる場を作ってしまったのである。それも

『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』では、島根県竹島問題研究会の研究の後に、独島史料研究会の反論を続けたため、閲覧する者には双方の主張を比較することが可能になった。その中には、韓国側が論拠としてきた『世宗実録』「地理志」、『新増東国輿地勝覧』、『東国文献備考』に対する文献批判を行なって、韓国側の文献解釈の誤りを指摘した箇所もあるのである。

しかし『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』では、島根県竹島問題研究会が実証した事実に対して、反駁ができなかったのである。そこで韓国側では、歴史的領域を避け、日本の「固有の領土論」批判と「無主地先占論」批判に焦点を絞って、国際法的領域で攻勢をかけてきたのである。それは慶尚北道独島史料研究会に限らず、嶺南大学校独島研究所と東北アジア歴史財団も軌を一にしている。竹島を占拠する歴史的根拠としてきた『世宗実録』「地理志」、『新増東国輿地勝覧』、『東国文献備考』の証拠能力に疑義が挟まれ、竹島を歴史的に韓国領とする論拠がなくなってしまったからである。

従って、歴史的領域からの撤退は、韓国側が自ら敗北を認めたにも等しい戦術転換だったのである。竹島に対する歴史的権原を持たない韓国側が、いくら日本の「固有の領土論」を批判し、「無主地先占論」批判をしたところで、竹島（独島）を韓国領とした証明にはならないからだ。慶尚北道が突如、『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』をネット上から削除したのは、その不都合な事実に気付いたからであろう。

(1)『竹島問題 100 問 100 答』に対応する韓国側の論理

島根県竹島問題研究会の『竹島問題 100 問 100 答』は、確実に韓国側の竹島研究に一石を投じたのである。嶺南大学校の独島研究所も『独島研究 16 号』（2014 年 6 月 30 日刊）等で、『竹島問題 100 問 100 答』批判に必死になったからである。クァク・ジンオ氏の「『竹島問題 100 問 100 答』を通じてみる日本の独島領有権主張と限界」と、ソン・フィヨン氏の「『竹島問題 100 問 100 答』の「竹島渡海禁止令」と「太政官指令」批判－日本の固有領土論は成立するのか？」がそれである。特にソン・フィヨン氏は、その前書きで、『竹島問題 100 問 100 答』批判の論理を次のように詳述している。

「分析の結果、固有の領土論は日本の史料によって明白に否定されることが明らかである。①1695 年 12 月 24 日、江戸幕府の筆頭老中阿部豊後守が鳥取藩の江戸屋敷に送った質疑に対して、「七箇条答弁書」で、欝陵島と独島は日本に付属していないと確認した後、「竹島渡海禁止令」を下した点。②1870 年 4 月、日本の外務省が 3 名の外務省館員に朝鮮の内情に対して偵探し報告を受けた「朝鮮国始末内探書」に欝陵島と独島が朝鮮付属であることを明白に確認した点。③1877 年 3 月 29 日、当時の最高政治決定機関である太政官が指令で欝陵島・独島が日本の版図ではない、という決定を下した「太政官指令文」で、二島が日本の領域でなく朝鮮の領域であることを鮮明にした点。④日本では独島が最初に言及された官撰誌『隠州視聴合記』（1667）に日本の西北の限界を隠岐島までと記録している等だ。これら日本側の史料を通じて見ても、竹島問題研究会と日本の外務省が主張する「固有の領土論」の論理が成立しないことは明白な事実である。歴史的歪曲がまた他の事実を歪曲し、再生産する連鎖の輪を断絶するためにも、日本は独島に対する「固有の領土論」の論理を取り下げなければならない」（209 頁）

ここにソン氏の前書きを長々と引用したのは、『竹島問題 100 問 100 答』の刊行後、韓国側がどのような論理で反論することになったのか、それが的確にまとめられているからである。それも竹島（独島）に対する歴史的権原のない韓国側が、その事実には触れずに、「固有の領土論は

日本の史料によって明白に否定される」と矛先を換え、逆に「歴史的歪曲がまた他の事実を歪曲し、再生産する連鎖の輪を断絶するためにも、日本は独島に対する「固有の領土論」の論理を取り下げなければならない」と、嘯いているからである。

だがこの韓国側の論理は、致命的であった。独島を韓国領とする歴史的権原がないとした『竹島問題100問100答』に対し、韓国側では、竹島（独島）を韓国領とする新たな証拠を提示することができなかったからである。それもソン氏等は、反論のつもりで「七箇条返答書」・「朝鮮国交際始末内探書」・「太政官指令」等を列挙し、「固有の領土論は日本の史料によって明白に否定」されたとしたのである。だがそれはWeb竹島問題研究所等（注1）でも明らかにしたように、文献を曲解しただけのことである。にもかかわらず韓国側は何故、日本の「固有の領土論」批判にこだわるのだろうか。

それは韓国側が、「固有の領土」の意味を誤解しているからである。日本が「無主の地」だった竹島を先占したのは1905年。一方、韓国側が竹島（独島）の領有権を主張するのは「サンフランシスコ講和条約」が発効して、日本が国際社会に復帰する三か月程前の1952年1月18日である。それも公海上に「李承晩ライン」を設定し、竹島をその中に含めたことが端緒となった。だがこの時点で、韓国側には竹島を「固有の領土」とする資格はなかったのである。「固有の領土」という概念は、「無主の地」を先占した国家のみが使える表現で、すでに日本領となっていた竹島を侵奪した韓国側には、使えない表現である。

それにこの「固有の領土」の概念は、欧州のように国家や民族の盛衰が恒なく、国境の変更が繰り返された地域では、意味を持たない。どの国が最初に「先占」したのか、画定が困難だからである。竹島や北方領土、尖閣諸島のように、明らかに「無主の地」であった地域とは違うのである。そこで韓国側が竹島（独島）を韓国の「固有の領土」と称するためには、日本が竹島を日本領とした1905年以前に、竹島が韓国領であった事実を実証する必要があったのである。

だが竹島に対する歴史的権原を明確にできない韓国側が、いくら日本側の文献を批判しても、竹島を韓国領としたことにはならないのである。それも文献が読めず、曲解しているとなれば、言語道断である。韓国側による「固有の領土論」批判は、竹島を侵奪した韓国側が最後に辿りついた、「為にする論議」なのである。

それは証拠能力がないとされた『世宗実録』「地理志」、『新増東国輿地勝覧』、『東国文献備考』に対して、韓国側が示した反論がそれを立証しているのである。そこで以下、韓国側による反論に再批判を行ない、その「為にする論議」を封印することにした。

(2)『世宗実録』「地理志」について

『竹島問題100問100答』の「Q32 韓国は古くから竹島を認識していたのか。」では、竹島を韓国領とする根拠としてきた『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）と『新増東国輿地勝覧』（蔚珍県条）に対する文献批判を行い、韓国側による文献解釈の誤謬を指摘した。

その誤謬とは、韓国側が『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』に記載された于山島を今日の竹島と解釈し、竹島を15世紀から韓国領とする論理である。そこで「Q32 韓国は古くから竹島を認識していたのか。」を通じて明かにしたのは、『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）と『新増東国輿地勝覧』（蔚珍県条）の于山島は竹島ではなく、欝陵島の別名であったという事実である。

ところが「Q32 韓国は古くから竹島を認識していたのか。」に反論した独島問題史料研究会の

柳美林氏は、その証拠能力ないとされたはずの『世宗実録』「地理志」を冒頭から引用し、次のように反論したのである。

「韓国では昔から独島を認識していた。『世宗実録』「地理志」には二つの島が（蔚珍）縣の正東の海にある〔二つの島の距離が遠くないので、天気が良い時は望み見ることができる。新羅の時に于山国と称し、欝陵島ともした〕と記録されており、表題に「于山・武陵」とある于山は于山島を、武陵は欝陵島を指している。ここに出ている于山島は、欝陵島横のチクトウ（竹島）を指していない。二つの距離が遠くないので、天気の良い日には見えるという条件を充足できる島であることがわかる。チクトウ（竹島）は、欝陵島の近くにあるので曇った日にも見えるからだ」。（104 頁）

柳美林氏は、『世宗実録』「地理志」の于山島は、欝陵島の別名であるとした「Q32 韓国は古くから竹島を認識していたのか。」を完全に無視して、同書の于山島を竹島（独島）と断じたのである。だが「Q74 『世宗実録・地理志』・『新増東国輿地勝覧』の于山島は竹島か。」でも明らかにしたように、『世宗実録』「地理志」や『新増東国輿地勝覧』のような地誌には、当然、読み方があったのである。地誌が編纂される際は、予め編集方針となる「規式」が定められ、その「規式」（注 2）に沿って記述がなされていたからである。それを柳美林氏のように、欝陵島から竹島が「見える」地理的与件を根拠に、『世宗実録』「地理志」の記述を解釈するのは、朝鮮史研究の基本を無視した主張である。

事実、『世宗実録』「地理志」は、『新撰八道地理志』を底本として成立しており、その『新撰八道地理志』は、「諸島、陸地相去、水路息数」（諸島、陸地を相去る水路の距離）を表記するとした「規式」に依拠して編纂されていた。これは『新増東国輿地勝覧』の場合も同様で、底本の一部となった『続撰八道地理志』には、「地理誌続撰事目」と称する「規式」が存在し、その「地理誌続撰事目」では、島嶼の場合、「管轄する官庁から、管轄される島嶼までの距離と方向」を記すことになっていた。『世宗実録』「地理志」を解釈する際は、当然、「規式」に準じて、解読しなければならないのである。その「規式」に依拠して編纂された『世宗実録』「地理志」（蔚珍県條）では、次のように記述されているのである。

「于山・武陵二島、県の正東の海中に在り。〔分註〕二島相去ること遠からず。風日清明なれば則ち望み見るべし」。（二島はそれほど離れていない。良く晴れた日には望み見ることができる）」

これを「諸島、陸地を相去る水路の距離」、「管轄する官庁から、管轄される島嶼までの距離と方向」を記述するとした「規式」に即して読むと、官庁からの「方向」は蔚珍「県の正東」が該当し、「島嶼までの距離」に当るのが「見える」（距離）である。それを柳美林氏は、「良く晴れた日には望み見る」を、欝陵島から于山島が「見える」と解釈し、于山島を竹島としたのである。その論拠となったのが、欝陵島から「天気の良い日には見えるという条件を充足できる島」は、竹島の他にはないという、地理的与件である。

だがそれは「規式」の存在を無視した、恣意的解釈である。何故なら、『世宗実録』「地理志」（蔚珍県條）と同じ基準の「規式」で編纂された『新増東国輿地勝覧』（「蔚珍県條」）では、次のように記されているからである。

「于山島、欝陵島〔分註〕二島は県の正東の海中に在り。三峯岌業として空を撐え、南峯やや卑し。風日清明なれば則ち峯頭の樹木及び山根の沙渚歴々見るべし」

『新増東国輿地勝覧』では、その「見える」先に見えたのは、「峯頭の樹木及び山根の沙渚」である。これは岩礁の竹島ではない。竹島には、「峯頭の樹木及び山根の沙渚」はないからだ。

この「見える」は、「管轄する官庁から、管轄される島嶼までの距離と方向」を記述するとした「規式」に従って、蔚珍県から欝陵島が「見える」としていたのである。

それは元禄六年（1693 年）、江戸幕府の命を受けた対馬藩と朝鮮側が欝陵島の領有権を争った際、朝鮮側がこの『新増東国輿地勝覧』（「蔚珍県條」）を根拠に、朝鮮半島から「見える」欝陵島を朝鮮領と主張した事実が証左となる。当然、対馬藩も同じ解釈であった。対馬藩は、後に『新増東国輿地勝覧』を根拠に欝陵島を朝鮮領とし、朝鮮との交渉中断を幕府に具申することになるからである。

そこで今から 20 年ほど前のことだが、韓国の『韓国論壇』（1996 年 5 月号）で『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』の「見える」について論じた際、その「見える」はいずれも朝鮮半島から見た欝陵島としなければならない、としたことがある（注 3）。それに対して、『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』の執筆者の一人でもある金柄烈氏は、「『新増東国輿地勝覧』は、陸地から欝陵島の樹木が見える、と解釈することも出来る」が、『世宗実録』「地理志」は「二つの島どうし、島の形体だけがやっと望み見ることが出来るとしか、解釈ができない」（注 4）と反論したのである。だが同じ基準の「規式」で編纂された「見える」が、『世宗実録』「地理志」では于山島と欝陵島の間のこととされ、『新増東国輿地勝覧』では陸地から欝陵島が見えるとするなど、解釈が異なることはないのである。それは中央集権的な郡県制を布いた朝鮮半島では、地方を統治するためにも、同じ基準（「規式」）で編纂された地誌と疆域図が、不可欠だったからである。

中でも『東国輿地勝覧』（後に『新増東国輿地勝覧』）は、明の『大明一統志』に倣って編纂された官撰地誌で、その際、底本となったのが『続撰八道地理志』である。だがその『続撰八道地理志』は睿宗元年（1469 年）正月、睿宗の命を受け、『世宗実録』「地理志」に先立つこと 7 年の『新撰八道地理志』を継いで、その「闕略を補った」（注 5）ものである。従って『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の「見える」が陸地から見た欝陵島であれば、『世宗実録』「地理志」の「見える」もまた、朝鮮半島から見た欝陵島なのである。それを欝陵島から竹島が「見える」といった地理的与件を根拠に、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の「見える」を欝陵島から見た竹島（独島）と強弁するのは、「為にする議論」である。

それに『世宗実録』「地理志」は省略や誤植が多く、編纂の経緯から見ても定本ではなかった。その点、朝鮮時代を通じ、官撰地誌の地位にあったのは『東国輿地勝覧』（後に『新増東国輿地勝覧』）である。そのため『新増東国輿地勝覧』は、韓百謙の『東国地理誌』や柳馨遠の『東国地理志』等で底本とされ、参考書目として多くの典籍に引用されていたのである。

だが時代が下り、朝鮮内での地誌研究が進むと、『新増東国輿地勝覧』を底本とした『輿地図書』や金正浩の『大東地志』の本文からは于山島が消えている。それは李孟休が『春官志』で于山島と欝陵島を同一の島とし、『東国地理誌』を編集した韓百謙が欝陵島を于山島と表記したように、于山島が欝陵島の別称であることが明らかになったからである。

だが独島史料研究会のイ・キボン氏は、『竹島問題 100 問 100 答』の「Q74 『世宗実録・地理志』・『新増東国輿地勝覧』の于山島は竹島か。」で于山島を欝陵島と同島異名とすると、「二つの別個の島という認識が定説」だとして、反論したのである。その理由として、下條は「于山島は欝陵島の別称という異説を定説のように巧妙に変えて、論理を展開」（262 頁）しているからというのである。

しかしそれでは、反論になっていない。『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』の「于

山島・欝陵島」を「二つの別個の島という認識が定説」とする前に、イ・キボン氏には確認しておくべき事があったからだ。イ・キボン氏は、『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』の本文に「于山島・欝陵島」とあると、「二つの別個の島という認識が定説」と決め付けているが、『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』には分註が存在するからである。イ・キボン氏は、この分註と本文の関係をどのように理解しているのだろうか。一般的に、分註には本文の典拠となる記述や、本文を補足する記事が載せられている。それに『新増東国輿地勝覧』の分註には、「一説于山欝陵本一島」とした一文があるのである。これは『新増東国輿地勝覧』の編者が、于山島と欝陵島を同島異名とも認識していた、ということである。それを本文に「于山島・欝陵島」とあるだけで、「二つの別個の島という認識が定説」と断言してしまうのは、「僻説」である。

そこで『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』の分註の中から、本文に于山島が載せられることになった典拠を確認すると、『世宗実録』「地理志」では「太祖時」とされ、『新増東国輿地勝覧』で「太宗時」と修正された、『太宗実録』に求めることができる。『太宗実録』の「太宗十七年二月壬戌条」には、于山島の「戸、凡十五、口男女并八十六」とした記述があり、同じ『太宗実録』の「太宗十六年九月庚寅条」では、欝陵島に「十五家入居」としているからだ。于山島と欝陵島には、同数の十五戸（家）が住んでいたのである。この二つの記事を見ただけでは、于山島と欝陵島が同島異名の島か、別々の島なのかの判断は難しい。そこで『東国輿地勝覧』の編者は、本文では「于山島・欝陵島」とし、分註には「一説、于山欝陵本一島」として、後世を俟ったのであろう。

だが文献批判を怠ったイ・キボン氏は、「二つの別個の島という認識が定説」として、次のように反論したのである。

「『新増東国輿地勝覧』では、追加説明部分に、小さな文字で「一説、于山欝陵本一島」と異説を叙述し、「記述だけで、創作はしない（述而不作）」は、東アジアの歴史叙述の伝統に忠実に従っている。にもかかわらず下條はそのような事実を完全に無視し、『安龍福の密航事件以前の于山島は、欝陵島の別称』という異説を、定説であったかのように巧妙に換え、論理を展開」している。」（262 頁）

イ・キボン氏は『新増東国輿地勝覧』の分註に「一説、于山欝陵本一島」とあるのは、「述而不作」の歴史叙述の伝統とするが、典籍に本文と分註があれば、当然、分註は本文の解釈を助ける役割を果たしているのである。于山島の場合も、既述のように、分註には于山島と関連する『太宗実録』からの記事が引用され、典拠が示されていた。

この点、『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』の分註に、現在の竹島（独島）に関する記述がない事実は、大きな意味を持つ。それは『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』の于山島は、竹島とは関係がなかったということを示しているからである。

当初、『東国輿地勝覧』の編者が「一説、于山欝陵本一島」としたのは、「東アジアの歴史叙述の伝統に忠実に従った」追加説明のためではない。前述のように、于山島の典拠となった『太宗実録』の記事だけでは、于山島と欝陵島の違いを明確にできないからである。

それをイ・キボン氏は、下條は「于山島は欝陵島の別称という異説を定説のように巧妙に」換えたとし、根拠のない批判をしたのである。このように韓国側の反論には、朝鮮史研究の基本を忘れた僻説が目立つが、異説を唱えていたのはイ・キボン氏だったのである。そこで次に、韓国側が于山島を竹島とする際に論拠としてきた『東国文献備考』（「輿地考」）の分註について、韓国側の反論を検証し、その誤解を糺すことにする。

(3)『東国文献備考』「輿地考」の分註について

『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』(「蔚珍縣条」)の于山島は、既に述べたように『太宗実録』を典拠とした欝陵島であった。そのため『新増東国輿地勝覧』を踏襲した『輿地図書』と金正浩の『大東地志』では、本文から于山島を削除しているのである。

それが『東国文献備考』(1770年成立)の分註に、「輿地志に云う。欝陵、于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」と記述されたことから、于山島を松島(現在の竹島)と曲解する素地が生まれ、後世、韓国側の文献解釈が混乱する遠因となったのである。それも文献や古地図に于山島の文字があるとそれを悉く竹島に読み換え、于山島を竹島とする根拠としたのである。そのため、竹島とは全く関係のなかった『世宗実録』「地理志」と『新増東国輿地勝覧』の于山島が「倭の所謂松島(竹島)」に読み換えられ、『三国史記』の「智証王十三年条」に于山国の新羅編入の記事があれば、竹島(独島)は「六世紀以来、韓国領であった」(注6)とエスカレートしたのである。それらはいずれも『東国文献備考』の分註(「于山は則ち倭の所謂松島なり」)に盲従した誤謬である。

そこで『竹島問題100問100答』の「Q32 韓国は古くから竹島を認識していたのか。」では、『東国文献備考』の分註を検証し、『輿地志』の原典には「一説于山欝陵本一島」とあったのが、『東国文献備考』の編纂過程で「欝陵、于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」と改竄された事実を明らかにしたのである。

だが独島史料研究会の柳美林氏は、「反論32」で、それは改竄ではなく、改撰だと主張したのである。さらに韓国側から「良心的学者」と目されている久保井規夫氏は、その著『図説竹島=独島問題の解決』の中で、次のように代弁しているのである。

「日本外務省は『輿地志の本来の記述は、于山島と欝陵島は同一の島としており、東国文献備考などの記述は、輿地志から直接、正しく引用されたものでないと批判する研究もあります』という。これは、輿地志の史料原本が現存しないことにつけ込んだ下條正男氏(拓殖大学)の恣意的決めつけが反映している。すなわち、『東国文献備考』の「『輿地志』云、欝陵、于山、皆于山国の地。于山則倭所謂松島也」という、決定的な韓国領土であることを示した日本の言う松島が于山島(今日の独島=竹島)という記述を隠蔽したものである。」(47頁)

久保井規夫氏は、『東国文献備考』の分註は、「決定的な韓国領土であることを示した日本の言う松島が于山島(今日の独島=竹島)という記述」だとしたのである。

だが今日、柳馨遠が孝宗七年(1656年)に編纂した『東国輿地志』はその現存が確認され、そこには「于山は則ち倭の所謂松島なり」の文言がないことも確認されている。『東国文献備考』の分註が改竄されていた事実については、20年ほど前に(注7)明らかにしておいたが、柳美林氏や久保井規夫氏は、今も憶説の域に止まっているのである。それは『東国文献備考』に対する文献批判を怠って、「輿地志の史料原本が現存しないことにつけ込んだ下條正男氏(拓殖大学)の恣意的決めつけ」と思い込んでいるからである。

だが歴史研究に対する多少の知見があれば、改竄の事実は推測ができたのである。それは後述するように、『東国文献備考』(「輿地考」)が、申景濬の『疆界誌』を底本とし、その『疆界誌』は李孟休の『春官志』(「欝陵島争界」)を底本としていたからである。そのヒントとなるのが、『疆界誌』に記された、次の申景濬の按語である。

「按ずるに、『輿地志』に云う、一説に于山欝陵本一島。而して諸図志を考えるに二島なり。

一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」
だが韓国側では、この按語と『春官志』(「欝陵島争界」) との関係を明らかにすることができなかったのである。それは按語にある「按ずるに」以下を、『輿地志』からの引用とした宋炳基氏の解釈(注 8)を無批判に踏襲し、全文を『輿地志』からの引用としたからである。

それは申景濬の按語で、于山島を「倭の所謂松島」とし、『東国文献備考』(「輿地考」) の分註でも「于山は則ち倭の所謂松島なり」としているため、按語と『東国文献備考』の分註の文意が同じと判断してしまったからである。そのため『竹島問題 100 問 100 答』の「Q32 韓国は古くから竹島を認識していたのか。」で、『東国文献備考』(「輿地考」) の分註は改竄されていたとすると、柳美林氏は「改竄ではなく改撰とするのが妥当だ」(105 頁) と反論したのである。

だが柳美林氏の反論は、韓国側の竹島研究の限界を示している。申景濬が『彊界誌』の按語に引用した『輿地志』は、柳馨遠が 1656 年に編纂した『東国輿地志』である。その文中に、1696 年の安龍福の供述に由来する「倭の所謂松島」の文言があるのは、不自然である。さらに申景濬の按語のある場所は、申景濬が底本とした李孟休の『春官志』(「欝陵島争界」) で、李孟休が次のような注記を残していた場所でもあったからである。

「この島、その竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯ありてか三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、磯竹島に至りては皆音号転訛して、然るなり」

この注記によると、李孟休は于山島を欝陵島が「音号転訛」したものの一つとし、于山島と欝陵島を同島異名と見ていた。だが申景濬には、異見があった。それが申景濬の按語である。申景濬は「諸図志を考えるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」と、于山島と欝陵島を二島とし、于山島を松島とみていたのである。

そこで申景濬は、李孟休の注記を引用せずに、李孟休と同じ趣旨の「一説、于山欝陵本一島」を柳馨遠の『東国輿地志』から引用し、自説を正当化するための論拠としたのである。申景濬は、この按語を通じて「輿地志では、一説として、于山島と欝陵島を同じ島としている。だが(而して) 諸図志をみると二島となっている」と、自説を開陳していたのである。それを示しているのが、「而 (而して)」である。この「而」は、「逆接」の意を表す接続詞で、于山島と欝陵島を同島異名とする李孟休に対して、申景濬は「二島なり。一つは其の倭の所謂松島」と異見を述べていたのである。

しかし申景濬の按語を『東国輿地志』からの引用と見た韓国側では、『東国文献備考』(「輿地考」) の分註 (『輿地志』云、欝陵、于山、皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」) には何ら疑問を持つことなく、韓国側の文献に登場する于山島を「倭の所謂松島」とする論拠としたのである。だが『東国文献備考』(「輿地考」) の分註に引用された『東国輿地志』の原典には、「于山は則ち倭の所謂松島なり」の文言はなかった。この事実こそが、『東国文献備考』(「輿地考」) の分註に引用された『東国輿地志』が、改竄されていたということなのである。

そこで次に問題となるのは、于山島と欝陵島を同島異名とした李孟休の『春官志』と申景濬の『彊界誌』との関係である。韓国側には、『春官志』の成立時期を正祖五年 (1781 年) とする説 (注 9) があるからだ。

そこで『春官志』の「欝陵島争界」をみると、李孟休は「挽近五十余年、更に敢えて動かず」としているのである。この「挽近五十余年」は、欝陵島の帰属問題が起きた粛宗十九年 (1693 年) から五十余年の意味である (注 10)。さらに『春官志』(巻七)の「日本年號」では、直近の年を「日本延享元年関白吉宗、甲子即我　當宁殿下二十年、清乾隆九年」としている。これは『春

官志』の編纂が、その頃から始まったということである。事実、李孟休は『春官志』の自序に「乙丑孟秋」の日付を記し、「九閲月を竭（つく）して稿を属（綴）り、甫（はじ）めて訖（おわ）る」としているからだ。

『春官志』は、9ヶ月で一応の編纂を終えていたのである。その「乙丑孟秋」は、英祖二十一年（1745年）七月、日本の延享二年であった。それに李孟休の没年は、英祖二十六年（1750年）である。『春官志』の初稿はそれ以前に、体裁をなしていたのである。

これに対して、申景濬の『疆界誌』には、日付を英祖三十二年（1756年）とした自序がある。それは『春官志』に遅れること11年である。加えて申景濬の『疆界誌』（「安龍福事」）は、『春官志』（「欝陵島争界」）とは数句を除いてほぼ同文である。この事実は、成海應が「安龍福傳、李孟休が著わすところの春官志に載す」（『研経斎全集』「題安龍福傳後」）としているように、申景濬の『疆界誌』（「安龍福事」）は、李孟休の『春官志』（「欝陵島争界」）を丸写しにしていた、ということなのである。

だが申景濬は、『春官志』にはなかった異説を加筆していた。于山島と欝陵島を二島とし、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」としたのである。それは元禄九年（1696年）、日本に密航した安龍福が、朝鮮側での取り調べの際に、于山島を「倭の所謂松島」と供述していたことに起因する。安龍福が「于山島は倭の松島」と証言したことで、朝鮮側では、于山島に対する新たな「認識」が生まれていたのである。

(4)安龍福の于山島と「欝陵島図形」の「所謂于山島」について

安龍福の密航事件後、朝鮮では三年に一度、欝陵島に捜討使が派遣され、欝陵島の有様を描いた『欝陵島図形』が作図されることになった。粛宗三十七年（1711年）、捜討使となった朴錫昌は、欝陵島の東約二キロの竹嶼に「所謂于山島」と注記した『欝陵島図形』を作図した。その後、『欝陵島図形』とその系統に連なる欝陵島図には、于山島（竹嶼）が描かれることになったのである。申景濬が按語で「諸図志を考えるに二島なり」とし、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」としたのは、そのためである。

だがその『欝陵島図形』に描かれた于山島は、韓国側（注11）も認めるように竹嶼であった。安龍福は、その竹島（独島）とは関係のない于山島を、倭の松島と証言していたのである。では安龍福が「松島は于山島だ。これも我が朝鮮の地だ」（注12）とした際、何を根拠にしていたのだろうか。それは安龍福が日本に密航した折、「朝鮮八道之図ヲ八枚ニシテ所持」（注13）していたとする、『新増東国輿地勝覧』由来の于山島である。

だが『新増東国輿地勝覧』の于山島は、すでに述べたように欝陵島であった。それを安龍福が松島とし、「我が朝鮮の地」と供述したのは、どのような理由からであろうか。それは欝陵島での安龍福の体験が関係していた。元禄六年（1693年）、欝陵島で密漁していた安龍福は、その東北に二度、「大きなる嶋」を目撃していた。朝鮮の漁民からそれを于山島と教えられていた安龍福は、嶋までは「大方、一日余り」（注14）と見ていた。その安龍福が、鳥取藩米子の大谷家の船頭等により、「越境侵犯」の証拠として欝陵島から米子に連れ去られる途中、欝陵島を出航して「一夜過ぎて晩食後」、欝陵島よりも頗る大きな島を目撃するのである（注15）。欝陵島にいた際、安龍福は、「大きなる嶋」までは「大方、一日余り」としていた。それが「一夜過ぎて晩食後」、隠岐諸島に着岸する前に、頗る大きな島を目睹したのである。安龍福が、その頗る大きな島を于山島とする条件は、整っていた。

だが安龍福が「大きなる嶋」とした于山島は、『欝陵島図形』では竹嶼のこととされていたのである。それに松島（現在の竹島）は欝陵島の東南に位置し、安龍福が「大きなる嶋」とした于山島は、欝陵島の東北にあった。歴史的事実として、『新増東国輿地勝覧』の「八道之図」に由来する于山島を松島とした安龍福の供述が、後世、韓国側で于山島を松島とする端緒となったのである。

だが安龍福は元禄九年（1696 年）六月、その松島を于山島とするため、実在しない「欝陵于山両島監税」の官職を僭称して、鳥取藩の赤碕にやって来るのである。この時、安龍福が「欝陵于山両島監税」を名乗ったのは、于山島には人が住めると見ていたからである。

その安龍福が、密航後、朝鮮側での取り調べに対して、欝陵島で遭遇した日本漁民を松島まで追跡したが途中で大風に遭い、隠岐島に漂着したと供述したのである。これは偽証である。安龍福が密航する 4 ヶ月ほど前、すでに江戸幕府では欝陵島への渡海を禁じ、鳥取藩の大谷・村川家に与えていた「渡海免許」を回収しているからだ。それに安龍福は、松島（竹島）には船を曳いて近づき、松島では釜を並べ、魚膏を煮ていた日本漁民を追い払ったと証言したが、これも安龍福の偽証である。鳥取藩米子の大谷・村川家が、海驢の採油作業をしていたのは欝陵島だからである。

その事実は、安龍福事件を機に欝陵島調査を命じられた張漢相が報告している。張漢相は欝陵島で「三釜三鼎」を発見し、「その態様は我国の制に非ず」（『蔚陵島事蹟』）としているからだ。安龍福は、実際の竹島（独島）を知らなかったのであろう。竹島には船を曳いて近づける所も、魚膏を煮る場所もなく、人が住めないからだ。それに隠岐島に密航した安龍福は「五月十五日竹嶋（欝陵島）出船、同日松島（現在の竹島）着」とし、「竹島と松島之間五十里」としていた。欝陵島から松島までは五十里（200 キロ）も離れておらず、即日で到達することも無理である。安龍福は、竹島（独島）を知らずに、『東国輿地勝覧』由来の于山島を松島としていたのである。それに隠岐島での安龍福は、「鳥取伯耆守様へ訴訟在之参候」とし、予め筆硯と衣装を準備していた。安龍福は、はじめから鳥取藩を目指して密航した、確信犯だったのである。

申景濬の『疆界誌』は、この「松島は于山島だ」とした安龍福の供述と、竹嶼に「所謂于山島」と注記した『欝陵島図形』等から、「諸図志を考えるに二島」とし、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」と憶測したのである。その申景濬の按語は、『東国文献備考』が編纂される過程で、編者の洪啓禧が申景濬の主旨に沿って潤色（注 16）し、「一説、于山・欝陵本一島」とあった『東国輿地志』からの引用文も「輿地志云、欝陵、于山、皆于山国の地。于山則倭所謂松島也」と、改竄してしまったのである。

この改竄の事実は、『東国文献備考』「輿地考」の分註には、竹島を韓国領とする証拠能力がない、ということなのである。それは申景濬に対する同時代の評価が、全てを物語っている。鄭東愈は申景濬を評して「独善、付会の説をなし、往々我より古となす。これ其の短なり」（注 17）としているからだ。朝鮮時代の「竹島研究」も、杜撰だったのである。

今回、『竹島問題 100 問 100 答』が刊行され、韓国側では慶尚北道独島史料研究会や嶺南大学独島研究所、東北アジア歴史財団が反論したが、そこでも文献批判という歴史研究の基本が忘れられていた。それは縷々述べたように、『世宗実録』「地理志」、『新増東国輿地勝覧』、『東国文献備考』に対してなされた韓国側の反論を見れば、明らかである。

そこで擱筆するにあたって、慶尚北道の独島史料研究会には提案したいことがある。不毛な竹島論争を中断するためにも再度、『「竹島問題 100 問 100 答」に対する批判』をネット上に公開し、

韓国の諸賢に、韓国側の竹島研究を知ってもらうことである。

(1)「韓国が知らない 10 の独島の虚偽」(№1〜№6) 島根県web 竹島問題研究所。拙稿「竹島問題と歴史認識問題」『海外事情』VOL.62 №1 等

(2)『世宗実録』「地理志」と関連のある『慶尚道地理志』の序に、「規式に略して曰く」として「海中諸島。水陸之遠近」とあり、同書の巻首には「一、諸島、陸地相去水路息数、及島中在前人民接居、農作有無開寫事」と規式が記されている。この序文の末尾には「旹大歳乙巳冬十有二月朔日丙寅 監司敬齋晋陽河演淵亮識」とあるので成立は「乙巳」、世宗七年 (1425 年)。『世宗実録』「地理志」に先立つこと七年前である。また『東国輿地勝覧』と関係が深い『慶尚道続撰地理誌』の「地理誌続撰事目」では、「一、海島、在本邑某方、水路幾里。自陸地、去本邑幾里 (以下略)」を記すことが規定されていた。いずれも陸地より島嶼までの距離を表記することで、共通していた。

(3) 拙稿「竹島が韓国領という根拠は歪曲されていた」『韓国論壇』1996 年 5 月号所収

(4)『韓国論壇』1998 年 9 月号 (165 頁)

(5) 朝鮮総督府中枢院編『校訂慶尚道地理志 慶尚道続撰地理誌』(昭和 13 年刊)、その「慶尚道続撰地理誌」には、成化五年春三月日監司光城某の序文があり、その中に「今我主上殿下踐祚。明年己丑春正月上澣。特降綸音於諸道。続撰前志、以補闕略」とある。

(6) 韓国の「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」(後の東北アジア歴史財団) は、2005 年 6 月、『独島、六世紀以来韓国の領土』と題した広報小冊子を刊行。拙稿「独島呼称考 - 韓国政府版『独島、六世紀以来韓国の領土』批判 - 」『拓殖大学論集人文・自然・人間科学研究』(19 号) でその問題点を指摘。

(7)『韓国論壇』(1996 年 5 月号) 所収「竹島が韓国領という根拠は歪曲されていた」

(8)『欝陵島と独島』(檀国大学校出版部 1999 年刊) 52 頁

(9) ソウル大学校奎章閣編『奎章閣韓国本図書解題』(「史部 4」)「春官志」

(10) 申景濬の『疆界誌』では、この「挽近五十余年」が抜けている。

(11)「この島を独島と主張する韓国側の研究者達がいたが、最近、下條が言う‘竹嶼 (韓国側呼称はテッソン=チクトウ)’であることが証明された」「反論 73」(263 頁)

(12)『粛宗実録』粛宗二十二年九月戊寅条

(13)『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書』

(14)『竹島紀事』元禄六年十一月朔日条

(15) 国史編纂委員会編『辺例集要』下、巻十七、「欝陵島」甲戌正月条

(16)『承政院日記』英祖四十六年閏五月二日条

(17) ソウル大学校古典叢書『書永編』(ソウル大学校古典刊行会編) 329 頁